

別府市移住応援給付金交付申請書

別府市移住応援給付金交付要綱に基づき、別府市移住応援給付金の交付を申請します。

【受付期間の注意】 毎年2月1日から3月31日までの間は申請の受付を行いません。この期間中は申請書を受理できませんのでご注意ください。

別府市長 あて

申請年月日 年 月 日

1 申請者情報	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
住所（移住後）	〒 別府市
メールアドレス	

2 移住の状況（該当する区分を選択してください）	
世帯区分	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 世帯（世帯員数： 人〔申請者を含む〕）
同一世帯に属する12歳以下の者の養育の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※申請日の属する年度の4月1日時点で12歳以下の者を養育している場合
申請区分	<input type="checkbox"/> アーティスト・クリエイター <input type="checkbox"/> バス・タクシー・介護職員等
転入日	年 月 日（住民票異動日）

3 申請要件チェックリスト（全ての項目にチェックしてください）

【全員必須】

- 次のいずれにも該当しない転入です（補助対象外となる転入への非該当）。
 - ア 県外から県内事業所への一時的な転勤・出向による転入
 - イ 県外大学等卒業後、新規採用として県内事業所に勤務するための転入
 - ウ 県外から県内の大学・各種専修学校等に進学し、就学期間のみ転入
 - エ 転入後5年以内に別府市外へ転出する可能性が高い転入、又は移住施策の効果が認めがたい転入
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、大分県外に在住していました。
- 給付金の交付申請時において、転入後1年以内です。
※ただし、大分県若しくは別府市が実施する定住前提の教育機関への就学・長期研修参加期間又は地域おこし協力隊の活動期間は算定に含まれません。これらに該当する期間がある方は申請前に窓口にご相談ください。
- 給付金の交付申請時において、別府市に定住する意思があります。
- 上記「申請区分」として選択した区分の要件を満たしています。
アーティスト・クリエイターの場合：別表に定める分野を主たる業とし、実績のある者として市長が認める者であること
バス・タクシー・介護職員等の場合：別府市内の事業者において週20時間以上の無期雇用契約に基づき、別府市移住応援給付金交付要綱第3条第4号イに掲げる職種に係る就業をしている者であること
- 給付金の交付申請日から1年以上継続して、申請区分に応じた活動又は就業を行う意思があります。
- 申請者と同一世帯に属する者が、別府市移住応援給付金交付要綱に基づく給付金について、交付の申請をしておらず、かつ、交付を受けていません。
- 申請者等が、別府市移住支援金交付要綱に基づく移住支援金について、交付の申請をしておらず、かつ、交付を受けていません。
- 申請者等が、大分県移住支援金又は大分県移住応援給付金（大分県内の別府市を含む各市町村が、各要綱に基づき交付するものを含む。）の交付を受けていません。
- 申請者等が、暴力団関係者ではありません。
- 申請者等（申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者を除く。）が、市区町村税を滞納していません。

【外国人の場合のみ必須】

- 次のいずれかの在留資格を有しています。
永住者 / 日本人の配偶者等 / 永住者の配偶者等 / 定住者 / 特別永住者

4 添付書類チェックリスト（提出前に全て揃っているか確認）

【全員必須】

- 写真付き身分証明書その他の本人確認書類の写し
- 申請者等全員分が記載されている移住後の住民票の写し
- 申請者等全員分の戸籍の附票の写し等移住元での居住地・在住期間を確認できる書類
- 申請者等（申請日の属する年度の4月1日時点で18歳未満の者を除く。）に係る市区町村税の納付状況等を確認できる書類（完納証明書、非課税証明書等）
- 別府市移住応援給付金交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第1号（別紙））

【外国人の場合のみ必須】

- 在留資格が確認できる書類（在留カードの写し等）

【アーティスト・クリエイターの場合のみ必須】

- 活動実績が確認できる書類（ポートフォリオ・契約書・納品実績等）

【バス・タクシー・介護職員等の場合のみ必須】

- 就業証明書（様式第2号）